

工事における総合評価方式の一部改定に伴う 関連要綱等の改定について

東京都水道局では、工事における総合評価方式において、入札価格が一定の価格水準を下回ると、「履行の確実性」の観点から価格点での優位性がなくなるよう見直すなど、制度の一部を改定し、令和3年1月1日以降に公告等を行う案件から施行することとしています。このことについては、別紙のとおり、既にお知らせしているところですが、このたび、関連する要綱等を改定しましたので、お知らせします。

1 関連する要綱等と主な改定内容

(1) 「東京都水道局技術力評価型総合評価方式試行要綱」、「東京都水道局技術実績評価型総合評価方式試行要綱」及び「東京都水道局施工能力審査型総合評価方式試行の取扱」

調査基準価格に代わる「基準価格」を設定し、入札価格が「基準価格」を下回ると、価格点が0点となる「特別基準価格」に向かって逡減するよう価格点の算定式を見直します。

※詳細は、それぞれの要綱及び取扱をご確認ください。

(2) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度が適用される工事の範囲について

(1)の見直しに伴い、入札価格が「基準価格」を下回ると価格点での優位性がなくなるため、意図的な低入札（ダンピング）を強く抑制できることから、技術力評価型総合評価方式、技術実績評価型総合評価方式及び施工能力審査型総合評価方式を適用する工事は、低入札価格調査制度の適用範囲から除くこととします。

※詳細は、「低入札価格調査制度又は最低制限価格制度が適用される工事の範囲について」をご確認ください。

(3) 低入札価格調査制度に係る調査マニュアル

総合評価方式を適用した低価格帯（予定価格が建築工事4億4千万円未満、土木工事3億5千万円未満、設備工事2億5千万円未満）の工事において設定していた失格基準価格の規定を削除します。

※詳細は、「低入札価格調査制度に係る調査マニュアル」をご確認ください。

2 施行日

令和3年1月1日以降に公告等を行う案件から施行します。

【問合せ先】

水道局経理部契約課（契約調整担当）

直通 03-5320-6402

令和2年11月10日

交 通 局

水 道 局

下 水 道 局

工事における総合評価方式の一部改定について

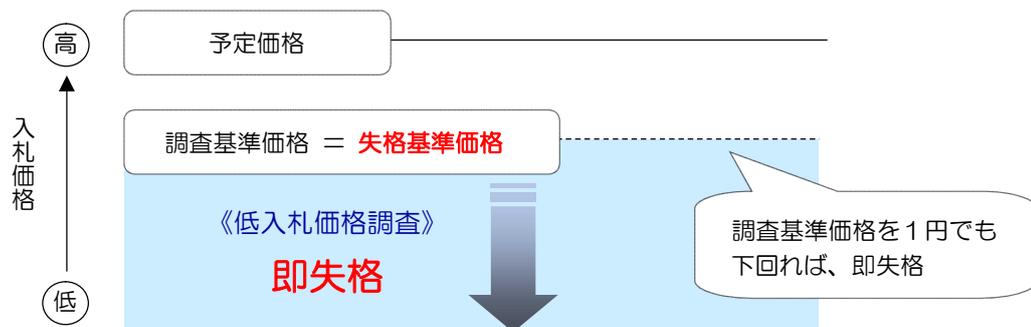
公営企業局（交通局、水道局、下水道局）において、総合評価方式を適用した工事は、ダンピング対策のひとつの手法として、低入札価格調査制度を適用しています。現行制度では、受発注者の事務負担等を踏まえ、予定価格が一定の価格を下回る低価格帯の工事については、調査基準価格と低入札価格調査における失格基準価格とを同額に設定しています（図表1参照）。この場合、技術点が高い入札者であっても、入札価格が失格基準価格を少しでも下回れば即失格となるため、価格と技術力を総合的に評価するという総合評価方式の趣旨が、十分に生かされていない状況が見られます（図表2参照）。

このため、ダンピング対策にも十分配慮しつつ、総合評価方式の趣旨がより発揮できるよう、次のとおり、総合評価方式の一部を改定することとしましたので、お知らせします。

【現行制度】

図表1 低入札価格調査における失格基準価格のイメージ

※予定価格が建築工事 4.4 億円、土木工事 3.5 億円、設備工事 2.5 億円未満の場合



図表2 落札事例（施工能力審査型総合評価方式を適用）

予定価格228,072,240円、調査基準価格206,379,469円

（単位：円・税込）

事業者名	入札価格	調査基準価格を下回った金額	現行							
			価格点	技術点	評価値	落札者	落札率			
A会社	205,200,000	▲ 1,179,469	10.0	1位	12.0	2位	22.0	2位	(失格)	
B会社	205,614,720	▲ 764,749	9.8	2位	14.0	1位	23.8	1位	(失格)	
C会社	227,880,000	21,500,531	0.1	3位	3.5	3位	3.6	3位	落札者	99.9%

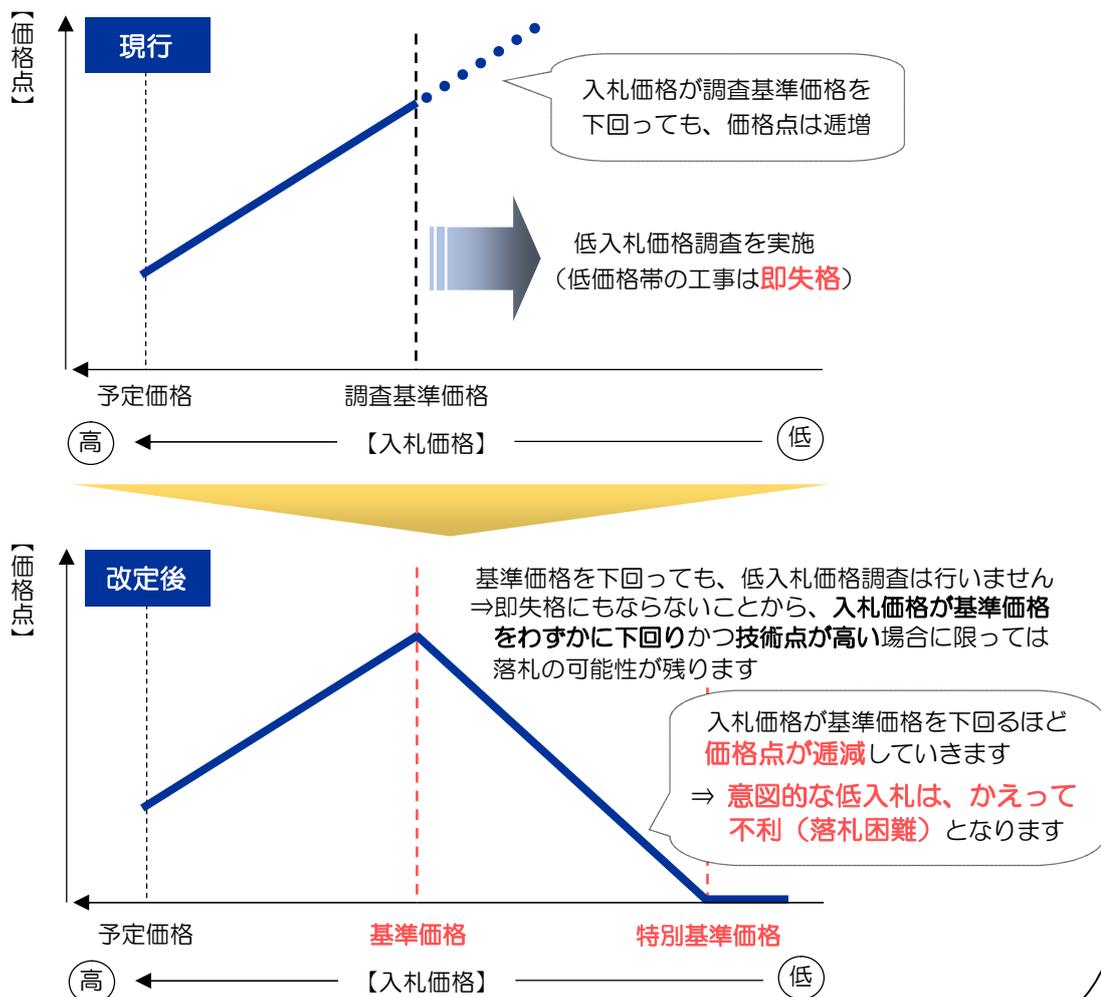
相対的に技術点の高いA・B会社は、調査基準価格をわずかでも下回ったため失格
結果的に技術点も価格点も最下位のC会社が落札

1 制度改定の内容

(1) 主な改定事項

- 現行の価格点は、「経済性」の観点から低入札ほど評価が高くなるように設定しておりますが、新たに「履行の確実性」の観点を加え、入札価格が一定の価格水準を下回ると、価格点での優位性がなくなるように見直します。
- 具体的には、調査基準価格に代わる「基準価格」を設定し、入札価格が「基準価格」を下回るほど、「履行の確実性」が損なわれる可能性があるものとして、価格点を逡減します。また、入札価格が「特別基準価格」を下回る場合には、価格点を0点とします。
- 入札価格が「基準価格」を下回ると価格点での優位性がなくなるため、意図的な低入札を強く抑制し、現状と同等のダンピング対策を維持できると考えられることから、事業者への負担にも配慮し、総合評価方式を適用する工事については、低入札価格調査を行わないこととします。

図表3 制度改定イメージ



(2) 基準価格と特別基準価格の算定方法

基準価格と特別基準価格（以下、「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 1/10（昇降機設備工事にあつては 2/10）を乗じた額とします。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格（税抜）の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格（税抜）の 9.2/10 を超える場合にあつては予定価格（税抜）の 9.2/10 とします。

《 基準価格の算定式 》

$$\text{基準価格} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.55$$

※解体工事の場合は、①の乗率を 0.8 とします。

《 特別基準価格の算定式 》

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3$$

※解体工事の場合は、上記算定式によらず、予定価格（税抜）の 7.5/10 とします。

2 改定の対象

- 施工能力審査型総合評価方式
- 技術実績評価型総合評価方式
- 技術力評価型総合評価方式

※ 技術提案型総合評価方式は、改定対象に含みません。低入札価格調査制度の適用を継続します。

※ 総合評価方式を適用しない価格競争の入札については、現行制度のまま、低入札価格調査制度または最低制限価格制度の適用を継続します。

3 施行日

令和3年1月1日以降に公告等を行う案件から施行（試行）します。

4 その他

その他の詳細事項は、関連する要綱等をご確認ください（現在、改定中のため、追ってお知らせします）。

【問合せ先】

交通局資産運用部契約課契約調整担当 03-5320-6062（直通）

水道局経理部契約課契約調整担当 03-5320-6402（直通）

下水道局経理部契約課調整担当 03-5320-6561（直通）